

54. 02

**色彩のみからなる商標の
願書への記載（商標の詳細な説明）について**

色彩のみからなる商標を構成する色彩は、商標の詳細な説明の記載により特定されなければならない、色彩名、三原色（RGB）の配合率、色見本帳の番号、色彩の組合せ方（色彩を組み合わせた場合の各色の配置や割合等）等についての具体的かつ明確な説明を記載する必要がある¹が、具体的には、以下のとおり取り扱う。

1. 色彩の特定方法

(1) 色彩名

色彩名の記載方法については、JIS規格で定める基本色名、系統色名、慣用色名のほか、一般的に一定の色彩を想起させる記載であれば認められる。一方、一般的に一定の色彩を想起させるとは認められない記載（出願人が独自に使用している色彩名等）は認められず、そのような記載がある場合には、商第5条第5項の要件を満たさない。

記載された色彩名と商標記載欄に表された色彩との同一性の判断にあたっては、明らかに同一性を欠く場合（例えば、商標記載欄に表されている色彩が明らかに「青色」であるのに、商標の詳細な説明に「赤色」と記載されている場合）には、商第5条第5項の要件を満たさない。

(2) 三原色（RGB）の配合率や色見本帳の番号等

(ア) 基本的な考え方

権利範囲である色彩を特定するために、表色系²の値又は色見本帳の番号による色彩の指定を必須とし、記載がない場合は商第5条第5項の要件を満たさない。記載された表色系の値（例えば、三原色（RGB）の配合率）や色見本帳の番号等が表す色彩と商標記載欄に表された色彩との同一性の判断にあたっては、明らかに同一性を欠く場合には、商第5条第5項の要件を満たさない。

なお、改版が行われている色見本帳の番号を記載する場合において、「第〇版」といった版の記載をしないときは、出願時における最新版の色見本帳の番号で指定されたものと推定して色彩の同一性を判断する³。

¹ 商標審査基準第4（第5条）の4.（3）(7)参照

² 一定の規則や定義に基づき、色彩を定量的に表すための体系。例えば、RGB、CMYK、HSB等。

³ 色見本帳の版の記載が無いことのみを理由として商第5条第5項の要件不備とはしない。

(イ) 1つの色彩を特定するために複数の記載がある場合の取扱い

1つの色彩を特定するために複数の記載がある場合には、色彩を特定するための各々の記載が同一の色彩を表すことが明確な場合を除き、権利となる色彩が特定されていないことから、商第5条第5項の要件を満たさない。なお、「近似値」や「参考値」の記載は権利を特定する記載として不適切であるため、そのような記載は認められない。

(例1) 色彩を特定するための記載が不適切な例

※色彩を特定するための複数の記載がある場合

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

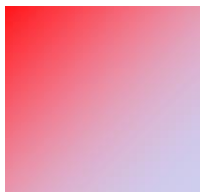
商標登録を受けようとする商標は、色彩のみからなる商標であり、色彩は青緑色（RGBの組合せ：R0, G184, B210、近似値としてCMYKの組合せ：C100%, M20%, Y10%, K10%）からなる。

(ウ) グラデーションの場合の取扱い

色彩がグラデーションの場合は、商標の詳細な説明において、開始色、途中色（特に、開始色・終了色と異なる色相の色彩が途中に入る場合）及び終了色を特定するための各色彩の色彩名、三原色（RGB）の配合率等を記載することとする。

(例2) グラデーションの場合の適切な記載例

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩のみからなる商標であり、色彩は、左上の赤色（RGBの組合せ：R255, G0, B0）から右下の青紫色（RGBの組合せ：R208, G203, B0236）に向かってグラデーションで表される色彩からなる。

2. 色彩の組合せ方の特定方法

色彩を組み合わせる商標の場合、構成する色彩の割合により需要者に与える印象が大きく異なると考えられるため、色彩の組み合わせ方を具体的かつ明確に表現するためには、各色彩の割合の記載は必須とする。

一方、各色彩の配置（順番、方向）については、実際の使用態様との関係で固定しきれない場合があるため（例えば、球状の商品に色彩を付する場合）、順番及び方向が記載されていないことをもって色彩の組み合わせ方が具体的かつ明確に表現されていないとは扱わない。ただし、3色以上の組合せの場合にはその順番によって印象が異なる可能性が高いことから、各色彩の順番は必須（方向の記載は任意）とする。

各色彩の割合は、商標全体に対する各色彩の面積の割合を百分率等で表すこととする。

商標の詳細な説明に記載された各色彩の割合や配置（順番、方向）と商標記載欄に表された色彩の組み合わせ方との同一性の判断にあたっては、明らかに同一性を欠く場合には、商第5条第5項の要件を満たさないものとする。なお、商標見本上に斜め方向に色彩を組み合わせている場合は、商標見本における各色彩の幅の割合が各色彩の面積割合を表しているものとして取り扱う。

（例3）適切な記載例

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩は、青緑色（RGBの組合せ：R0, G150, B150）、紫色（RGBの組合せ：R100, G123, B240）を組み合わせるものであり、配色の割合は、上から順に、青緑色が25パーセント、紫色が75パーセントである。

54. 02

(例4) 白色を含む場合の適切な記載例

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標は、色彩のみからなる商標であり、色彩は、オレンジ色（RGBの組合せ：R255, G120, B44）、白色（RGBの組合せ：R255, G255, B255）、黄色（RGBの組合せ：R255, G239, B40）、紫色（RGBの組合せ：R146, G68, B150）を組み合わせるものであり、配色の割合は、上から順に、オレンジ色が29.5パーセント、白色が14.5パーセント、黄色が12パーセント、白色が14.5パーセント、紫色が29.5パーセントである。

(例5) 斜め方向に色彩を組み合わせている場合の適切な記載例

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標は、色彩の組合せからなる色彩のみからなる商標である。色彩は、斜め方向に配置され、左上から順に、紫色（RGBの組合せ：R167, G87, B168）、茶色（RGBの組合せ：R255, G255, B0）・・・であり、配色の割合は各色12.5パーセントである。

3. 色彩を付する位置の特定方法

(1) 基本的な考え方

商品等の位置を特定した色彩のみからなる商標については、商標の詳細な説明において、色彩を付する位置を特定する必要がある。商標の詳細な説明の記載が以下の①～③の全てを満たす場合には、色彩のみからなる商標の詳細な説明として適切であり、色彩を付する位置が特定されているものとする。

- ①色彩を付する位置を特定する記載があること
- ②図形的要素を認識させる記載がないこと
- ③色彩を付する部分以外を表した破線等は商標を構成する要素ではない旨の説明があること

①に挙げる「色彩を付する位置を特定する記載」については、当該商品等の名称や部位・部品等の名称を用いて、色彩を付する位置が明確に特定できるように具体的に記載する必要がある。商標記載欄に表された商標と商標の詳細な説明を総合勘案した結果、色彩を付する具体的な範囲が十分に記載されていないと判断される場合には、色彩を付する位置を特定したものとは認められず、商第5条第5項の要件を満たさない。

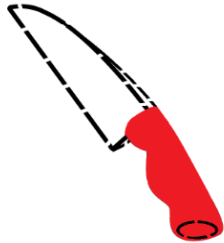
なお、部位・部品等の一部にのみ色彩を付する場合については、可能な限り具体的な部位・部品及びその部位・部品のうちのどの辺りなのかについて記載され、商標見本の記載とあわせて位置が特定できると考えられる場合には、具体的な範囲が記載されているものと判断し、色彩を付する位置を特定する記載がされているものとする。

②に挙げる「図形的要素を認識させる記載」については、特定の文字や図形を認識させる記載がある場合には、色彩のみからなる商標を詳細に説明したものと認められないため、商第5条第5項の要件を満たさない。また、同時に、当該記載があることにより、商標記載欄に表された商標が色彩のみを表したとは認められない(色彩と図形が結合したものと判断される)ため、商第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとなる。

(2) 具体例

(ア) 色彩を付する位置の特定方法 (商品等又はその部位・部品等全体に色彩を付する場合)

以下の商品等の位置を特定した色彩のみからなる商標に関する商標の詳細な説明の記載について、具体例を挙げる。

<p>【商標登録を受けようとする商標】</p>  <p>【色彩のみからなる商標】 【商標の詳細な説明】 </p>
--

(例6) 位置を特定する具体的な範囲の記載がなされていないと判断される場合 (①を満たさない場合)

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標 (以下「商標」という。) は、色彩のみからなる商標であり、包丁の一部を赤色 (RGBの組合せ: R255, G0, B0) とする構成からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例7) 図形的要素を認識させる記載がされていると判断される場合 (②を満たさない場合)

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標 (以下「商標」という。) は、色彩のみからなる商標であり、波形の包丁の柄の部分を赤色 (RGBの組合せ: R255, G0, B0) とする構成からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

(例8) 色彩が付されている部分以外を表した破線等は商標を構成する要素ではない旨の説明がない場合 (③を満たさない場合)

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標 (以下「商標」という。) は、色彩のみからなる商標であり、包丁の柄の部分を赤色 (RGBの組合せ: R255, G0, B0) とする構成からなる。

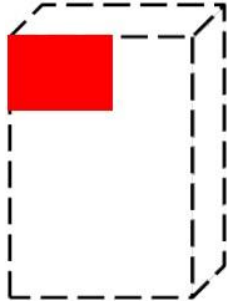
(例9) 適切な記載例 (①～③を満たす場合)

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標 (以下「商標」という。) は、色彩のみからなる商標であり、包丁の柄の部分を赤色 (RGBの組合せ: R255, G0, B0) とする構成からなる。なお、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

(イ) 色彩を付する位置の適切な特定方法（部位・部品等の一部にのみ色彩を付する場合）

【商標登録を受けようとする商標】



【色彩のみからなる商標】

【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、色彩のみからなる商標であり、商品の包装容器の正面左上部を赤色（RGBの組合せ：R255, G0, B0）とする構成からなる。

なお、色彩のみの記載は、当該色彩を明示したものである。また、破線は、商品の形状の一例を示したものであり、商標を構成する要素ではない。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)